

申請の前にご確認ください

南三陸町住宅用太陽光発電システム普及促進事業 補助金申請の手引き



令和2年4月
環境対策課環境政策係

1 趣旨

自然エネルギーの利用の促進により、町民の皆様に地球温暖化対策の推進及び環境に対する意識の高揚を図ることを目的とし、太陽光を利用した発電システムを設置した町民の方に対し、予算の範囲内で補助を行うものです。

2 対象者と対象システム

- ・補助金の対象者は、次の条件すべてを満たす方（個人）です。
- ・補助の対象となる住宅用太陽光発電システムは、次の条件を満たす必要があります。

| 対象者 | 対象システム |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 住宅用太陽光発電システムを設置し、電力会社と太陽光受給契約を結んだ者。 イ 町税等に滞納がない者。 ウ 交付申請時において、住宅用太陽光発電システムを設置した住宅の所在地に住民基本台帳の登録がある者。 | ア 電力会社と太陽光受給契約を結ぶこと。 イ 住宅の屋根等への設置した配電線と逆潮流有りで連携するものであり、系統連系電圧は低圧で、配線方法は余剰配線にしていること。 ウ 設置前に使用されていないこと。 |

3 受付期間

令和2年4月1日（水）から令和3年3月31日（火）まで

※申請を希望される方は、必ず事前に担当課へご連絡ください。

※ただし、受付期間内であっても予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。

4 補助金の額

| 補助金の額 |
|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 住宅用太陽光発電システムを構成する太陽電池の公称最大出力に <u>1キロワット当たり30,000円</u> を乗じた額とし、 <u>上限は120,000円</u> とする。 |

※補助金交付申請額は、1,000円未満切り捨てとする。

※公称最大出力は、小数点第3以下切り捨てとします。

(例) モジュール1枚で最大出力245Wを15枚設置した場合・・・

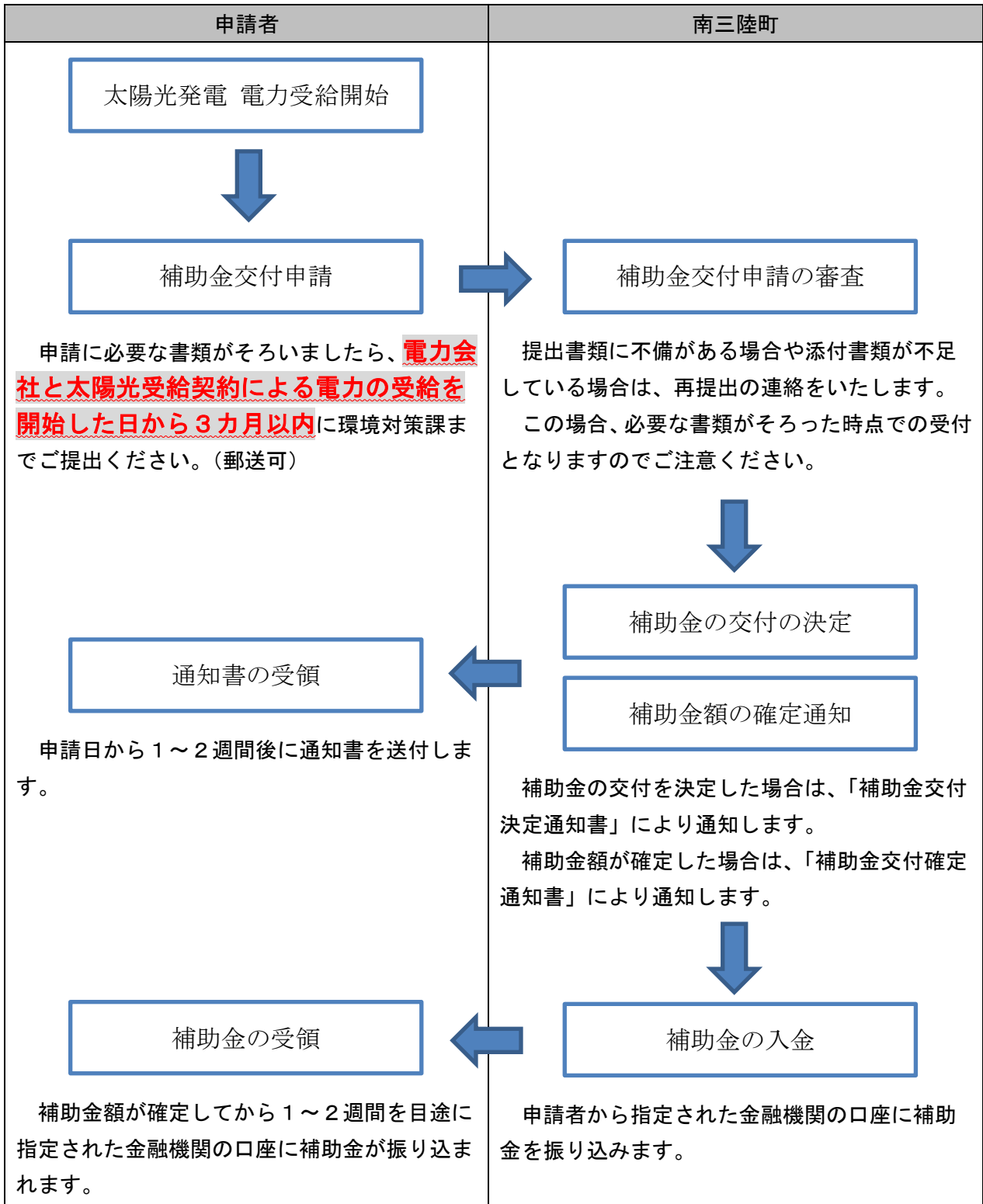
「太陽電池の公称最大出力合計値」

$$245W \times 15枚 = 3,675W \div 3.67kW$$

「補助金交付申請額」

$$3.67kW \times 30,000円 = 110,100円 \div 110,000$$

5 申請の流れ



6 申請に必要な書類

| 番号 | チェック | 必要書類 | 部数 |
|---------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1 | <input type="checkbox"/> | 南三陸町住宅用太陽光発電システム普及促進事業補助金交付申請書（様式第1号） | 原本1部 |
| 2 | <input type="checkbox"/> | 南三陸町住宅用太陽光発電システム普及促進事業補助金確認書（様式第2号） | 原本1部 |
| 添付 2 | <input type="checkbox"/> | 補助対象システムの設置に係る費用の内訳が記載された契約書その他これに類する書類の写し（社印押印のもの） | 1部 |
| 添付 2 | <input type="checkbox"/> | 設置に係る費用の領収書（社印押印のもの）及び領収書内訳書の写し。ただし、特別な理由がある場合は、この限りではない。 | 1部 |
| 添付 2 | <input type="checkbox"/> | 補助対象システムの設置状態を示すカラー写真及び配置図 ・当該住宅の全体写真 ・設置された太陽電池モジュールの枚数が確認できる写真及びその配置図 | 各1部 |
| 添付 2 | <input type="checkbox"/> | 太陽光発電システムの保証書の写し（太陽電池モジュールの形式、日付および販売者名が記載されているもの） | 1部 |
| 添付 2 | <input type="checkbox"/> | 電力会社の発行した電力受給契約確認書の写し | 1部 |
| 添付 2 | <input type="checkbox"/> | 申請者に係る町税等に滞納がないことの証明書 | 1部 |
| 添付 2 | <input type="checkbox"/> | 住民票の写し（発行して3月以内のもの） | 1部 |
| 添付 2 | <input type="checkbox"/> | り災証明書の写し（該当する場合のみ） | 1部 |
| 3 | <input type="checkbox"/> | 南三陸町住宅用太陽光発電システム普及促進事業補助金申請事務代行者選任届（様式第3号） | 原本1部 |
| 4 | <input type="checkbox"/> | 承諾書（様式第5号） | 原本1部 |
| 5 | <input type="checkbox"/> | 南三陸町住宅用太陽光発電システム普及促進事業補助金に係る財産処分承認書（様式第8号） | 原本1部 |

※番号が「 」で色付けされている書類につきましては、必ず提出が必要となります。

※申請書の様式につきましては、環境対策課窓口でお渡しするほか、南三陸町ホームページからもダウンロードできます。

7 申請に必要な書類に関するポイント

| 番号 | 提出書類 | ポイント |
|---------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 南三陸町住宅用太陽光発電システム普及促進事業補助金交付申請書（様式第1号） | ・申請者の氏名等ご記入していただき、印鑑を押印してください。 |
| 2 | 南三陸町住宅用太陽光発電システム普及促進事業補助金確認書（様式第2号） | ・申請者の氏名等ご記入ください。 |
| 添付 2 | 補助対象システムの設置に係る費用の内訳が記載された契約書その他これに類する書類の写し（社印押印のもの） | ・契約者は申請者本人に限られます。 |
| 添付 2 | 設置に係る費用の領収書（社印押印のもの）及び領収書内訳書の写し。ただし、特別な理由がある場合は、この限りではない。 | ・領収書で補助対象システムの設置費用の内訳が確認できない場合は、任意の様式で内訳が確認のできる領収書内訳書を作成し添付してください。 ・カードローン契約等により領収書が無い場合は、カードローンの契約書等の内容・金額等の分かるものを添付してください。 |
| 添付 2 | 設置した状態を示すカラー写真及び配置図（当該住宅の全体写真、設置した太陽電池モジュールの枚数が確認できる写真及びその配置図） | ・太陽電池モジュールを設置した住宅の全体が確認できる写真 ・設置した太陽電池モジュールの枚数が確認できる写真及びその配置図 |
| 添付 2 | 太陽光発電システムの保証書の写し（太陽電池モジュールの形式、日付および販売者名が記載されているもの） | ・メーカーの長期保証となるものの保証書となります。 |
| 添付 2 | 電力会社の発行した電力受給契約確認書の写し | ・電力会社が発行したもので、契約者が申請者本人のものに限られます。 ・系統連系電圧は低圧で、配線方法は余剰配線のものに限り申請することができます。 |
| 添付 2 | 申請者に係る町税等に滞納がないことの証明書 | 「町内の方」 ・直近の過去1か年度分の完納証明書 「町外の方」 ・直近の過去1か年度分または1か年度未満分の完納証明書（南三陸町が発行したもの） |
| 添付 2 | 住民票（発行して3か月以内のもの） | ・申請者本人が太陽光発電システムを設置した住宅の所在地に住民基本台帳の登録されている必要があります。 |
| 添付 2 | り災証明書の写し（該当する場合のみ） | ・申請者本人の氏名が記載されているものを提出してください。 |

| 番号 | 提出書類 | ポイント |
|----|--------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 3 | 南三陸町住宅用太陽光発電システム普及促進事業補助金申請事務代行者選任届（様式第3号） | ・補助金の申請の事務を委任する代行者を選任する場合は、提出が必要となります。 |
| 4 | 承諾書（様式第4号） | ・自己の所有しない住宅等に補助対象システムを設置する場合は、提出が必要となります。 |
| 5 | 南三陸町住宅用太陽光発電システム普及促進事業補助金に係る財産処分承認書（様式第7号） | ・法定耐用年数の期間内（17年）に処分する場合は、提出が必要となります。 |

8 補助金の返還について

補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の返還を求められる場合がありますので、ご注意ください。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金をその他の用途に使用したとき。
- (3) 前条の規定に違反して住宅用太陽光発電システムを処分したとき。

9 注意事項

- ・申請書に記入する氏名や住所等については、必ず自書のうえ、押印してください。
- ・使用する印鑑は、すべて同じものを使用してください。
- ・記載内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、その上に申請書で使用した印鑑を押印してください。
- ・書類に不備等ある場合は、再度書類の作成をお願いする場合がありますので、ご注意ください。

10 受付・問い合わせ

| 受付・問い合わせ先 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>〒986-0725</p> <p>宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地</p> <p>南三陸町環境対策課 環境政策係</p> <p>受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日、祝日を除く）</p> <p>電話：0226-46-5528 FAX：0226-46-5348</p> |